

市民会議条例素案検討表

前文

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案(条例検討表)
<p>前文</p>	<p>前文(キーワード)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み続けたいまち、住んでみたいまち ・結いの精神 ・イーハトーブ ・恵まれた自然環境(山・川等) ・過去と未来のかけはし ・やすらぎのあるまち ・自分で考え、自ら行動する ・自然型持続的循環社会 ・人間的発展 ・理想郷(つくっていく過程) ・活力溢れる ・文化の継承と創造 ・みんなでつくりあげる ・生まれて良かったと誇れるまち 	<p>前文は、趣旨の説明や、基本理念を盛り込むものであり、早期に検討し、共有できるようにした方が良い。</p>	<p>黎明と発展のまち花巻市と思います。 翻って私たちが暮らす花巻は住み良いまちでしょうか？また花巻はどう変わるべきでそして、何が必要でどう変えてゆくべきでしょうか。市民の声を念頭におかずにまちづくりは語れません。 花巻は昔から雄大な水の流れ「母なる北上川」をはさみ、西側に緑豊かな奥羽山脈と北上高地が連なり、東側には霊峰早池峰山を頂き、恵まれた大自然環境の中で、先人たちの育んできた伝統に支えられた貴重な歴史的、文化遺産に抱かれ全国的にも“湯のまち”～、宮沢賢治生誕の地として文化の薫りがする誉れの高い花巻市としても発信されてもおります。また、大地に宿し根ざした限りない宝庫と呼べる地域資源も多く、この資源を新しい時代を迎え変動の激しい社会状況に適切に対応しながらこれまで以上に誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指し、市民一人ひとりが目標に向かって融和と協調の絆を高めながら花巻が本当に良くなったと実感する「花巻市」を築き上げ、さらに次世代を担う子ども後継者たちが、将来を信じ希望を持って健やかに成長できる花巻のまちとして後世に引き継いでいく使命と責務があり、伝えていくために努力することの大切さも求められているとも言えます。 今、花巻をふり返る好機として捉え、そのために市民が何を望み何を期待しているのかを問い続け、そして、身近な視点にもとづいて広く市民の貴重なご意見ご提言を頂きながら、まちづくりの目標や指針となる条例をつくるため、基本的な考え方やその方向性を探ってきました。 花巻にとって胸を張って言える理想郷「イーハトーブ」を物心ともに豊かな将来像と解し、結(よ)いを心とからだを支える「糧」として考え、「花巻市全体が幸福にならない限り、市民一人一人の幸せはあり得ない」ことを希求し、市民が力を合わせ人権を尊重し手を取り合い、自主的同一性、一体感の醸成に向けて、協働のまちを築いていくための最高規範とする基本条例を制定します。</p> <p style="text-align: right;">阿部 善郎 委員</p> <hr/> <p>いま、あなたは、幸せですか 心おだやかに過ごしていますか いま、あなたは、自分の故郷を愛していますか 隣人や友を大切にしていますか いま、あなたは、早池峰の風に身を委ねていますか 北上川の水音に耳を澄ませていますか いま、あなたは、生まれてきて良かったと思っていますか 未来を信じて生きていますか いま、あなたは、自らの想いを強くしていますか 一歩踏み出す勇気を持っていますか あなたは、このまちが好きですか</p> <p style="text-align: right;">佐々木 克広 委員</p>

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
			<p>早池峰の風かおる恵まれた大自然の中で、花巻の先人たちは心豊かな生活を営み、世界へ文化を発信してきました。過去と未来のかけはしとして私達は、今、あらためて「イーハトーブはなまき」を構築します。生まれて良かったと誇れるまち、住んでみたいまちを目指して、市民一人ひとりが力を合わせて「理想郷」を実現します。</p> <p>花巻が50年後も100年後も繁栄するために、今、まちづくりの基本理念を定め、基本原則を定めます。「結い」の精神を発展させ、一人ひとりが自分で考えて参画し、みんなで協働でつくりあげる自治のまち、活力に溢れ、文化を発信し、しかも自然の中でやすらぎあるまちづくりを実現するために、この条例を定めます。</p> <p style="text-align: right;">佐藤 建 委員</p> <p>私たちの住む、花巻は、市内中心を流れる雄大な北上川に、さくらの花が落ちうずをまいたことから、花巻と言う地名がついた、大変すばらしい名前のまちです。そして花巻の花、ハヤチナウスユキソウが咲く、早池峰山からのさわやかな風がまちに吹いています。まちには、活力と躍進を連想させる、コブシの木がいたるところにあり、福を招く鳥として広く市民に親しまれている花巻市の鳥フクロウふくろうが、幸せを各家庭の中に運び、市民の楽しい会話があふれている「まち」です。</p> <p>平成18年1月1日に平成の大合併を実現したまちは、地域コミュニティの下、新しいまちづくりの為、経済と財政の基盤が堅固な「強くてやさしいまちづくり」、そして、行政だけではなく市民と一緒に築く「市民参画・協働のまちづくり」を基本理念として、「産業振興のまち」、「訪れたい・住みたいまち」、「医療・福祉拡充の安心のまち」、「地域で支える子育てと教育のまち」、「市民本位の行政のまち」を実現するべく、わたしたちは、はなまき市民としての誇りを持ち、この四季折々の自然や郷土芸能、伝統文化など古（いにしえ）の風が薫る土地で、市民誰もが健康で安心して暮らすことができる、宮沢賢治が思い描いた豊かな地域社会の姿イーハトーブの「まち」を目指し、ここに花巻市基本条例を制定します。</p> <p style="text-align: right;">藤本 一廣 委員</p> <p>花巻市で暮らすすべてのひと、すなわち花巻市で生まれ・育ち・暮らすひと、が健やかに生まれ、生活して、人として成長し、生きがいをもって暮らせるようになるために「花巻市まちづくり条例」を定めます。</p> <p>花巻市は、豊かな自然に恵まれ、先人たちは豊かな文化、歴史、風土を築いてきました。今を、そしてこれからを生きる私たち花巻市民は、それら礎（土台）に新たな知恵、文化を付け加えて、花巻市が未来に向けて豊かな自然を守りながら、それぞれの文化歴史伝統を尊重しながら、自然と共生できる持続可能な社会を作り上げるために、市民、市行政が一体となって、それぞれの役割と責任を果たしながら、花巻市を創り続けていきます。</p> <p>「花巻市まちづくり条例」は、そういう花巻市を作り上げるための、最善の新しい自治、公共のあり方を市民と行政が協働して築きあげるために、それぞれの責任や権利、仕組みそして花巻市のまちづくりの基本的な考え方、方向性を示したものです。</p> <p style="text-align: right;">丸山 暁 委員</p>

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第1章 総則 第1条 目的 花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めます。 市民、市議会、市それぞれの役割と責務を明らかにし、市民の参画と協働による市民主体の自治により、活力に満ち安心して暮らせる、魅力ある花巻市を実現することを目的とします。</p>	<p>第1章 総則 1 目的 花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めます。 市民、市議会、市長及び市職員のそれぞれの役割と責務を明らかにします。 また、活力に満ち安心して暮らせる、魅力ある花巻市を実現することを目的とします。</p>	<p>目的には、市政への参画と協働の仕組みを定めることを明記し、市民会議としての議論を深めてほしい。 「市長及び市職員」 ⇒「市」に修正（定義より） 「明らかに・・・暮らせる」 ⇒「明らかにし、市民の参画と協働による市民主体の自治により、活力に満ち安心して暮らせる」に修正</p>	<p>修正（林委員） 役割と責務を明らかにし、<u>自立し連帯</u>します。</p> <p>修正（中村委員） ・市民と市が協働で住み良いまちづくりを進めるために、基本的な原則を定めます。 ・全ての人々が住み良い地域にしていく事を目的に、この条例をつくります。</p>
<p>第2条 言葉の定義 この条例に使われる言葉は、次のとおり定義します。 <u>(1) まちづくり</u></p> <p><u>(2) 市民</u> 市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、活動する人、<u>事業を営む人および団体・法人</u></p> <p><u>(3) 住民</u> <u>市内に居住する人</u></p> <p><u>(4) 参画</u> 市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動すること。</p> <p><u>(5) 協働</u> まちづくりのために市民、市議会、市行政が、それぞれの役割と責務をもって、ともに参加し、行動すること。</p> <p><u>(6) 花巻市</u> <u>市民、市議会、市長及び執行機関</u></p> <p><u>(7) 市</u> <u>市長及び執行機関</u></p> <p><u>(8) コミュニティ</u> 生活をより良くするために、多様な参画を通して形成される<u>組織や集団（NPOや地域コミュニティ等）</u></p> <p><u>(9) 結い</u> <u>相互扶助の精神で互いに集まり、行動すること</u></p>	<p>第1章 総則 3 定義（保留） この条例において、用語の定義は次のとおりとします。</p> <p><u>(1) 市民</u> 市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、活動する人、<u>事業を営む人</u></p> <p><u>(2) 参画</u> 市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動すること。</p> <p><u>(3) 協働</u> まちづくりのために市民、市議会、市行政が、それぞれの役割と責務をもって、ともに参加し、行動すること。</p> <p><u>(4) 市</u> <u>市の行政及びその行政組織</u></p> <p><u>(5) コミュニティ</u> 生活をより良くするために、多様な参画を通して形成される<u>組織や集団</u></p>	<p>「市民」の解釈には、団体(法人)を含めるべき 「市の行政及びその行政組織」 ⇒「市長及び執行機関」に修正 「(6)結い」の定義を追加</p>	<p>修正（林委員） (1)市民に「市内で主体的に生きる人」を追加。 (2)参画・(3)協働に「連帯すること」を追加。</p> <p>追加（佐々木(克)委員） 地域コミュニティ 日常生活や共同の活動を通して、相互の連帯感や信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を皆んなの力で自主的に住みよくする地域社会、あるいはその社会を構成する住民集団。 まちづくり 「1目的」の後段に掲げた花巻市を実現するため、協働して自然、風土、歴史、文化、産業などその地域の特性を生かした地域づくりを行うこと。</p>
<p>第3条 条例の位置づけ この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原則であり、<u>最高規範</u>です。花巻市は、この条例を遵守し、市は、計画の策定や新たな条例・規則等の制定を行います。また、この条例の趣旨に沿って既存の条例・規則等の見直しや整備を行います。</p>	<p>第1章 総則 2 位置づけ <u>(最高規範性)</u> (1) この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原則であり、<u>市の憲法とも言うべき最高規範</u>です。市は、計画の策定や他の条例などの制定改廃を行うときは、この条例に従います。 <u>(委任)</u> (2) 市は、この条例に定める内容に即して、それを具体化するために、分野毎に条例を別に制定するとともに、既存の条例・規則等の体系化を行います。</p>	<p>「市の憲法とも言うべき」 ⇒削除（解説で説明） 「従います」 ⇒「尊重、遵守、踏まえて、整合性を図る」等に修正 (2)委任（全文） ⇒この場所から削除（「委任」は位置づけではないため、この場所は適切でない。趣旨を確認したうえで再検討が必要。）</p>	<p>修正（佐々木(克)委員） (2)→委任の章として独立させる。</p>

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第2章 花巻市の基本理念（進むべき方向、あるべき姿） 第4条 子ども</p> <p>（丸山案） 全ての子どもは、良質な環境で生まれ、虐待やいじめに会うこともなく、それぞれの年齢に応じて、才能をのばし、人間的に発展できる教育を受け、自由に考え、意見を述べ、活動する権利があります。 花巻市は、全ての子どもが、健全な環境の中で生まれ、育てられ、豊かな自然にも触れ合え、健やかに育てられてられることを保障します。</p> <p>（佐藤案） ① 花巻にとって、全ての子どもと、その成長は貴重な財産です。全ての子どもは年齢に応じて守られ、健やかに育ち、教育を受け、一人の人格として自由に考え、発言し、活動する権利があります。 ② 全ての子どもが健全な環境のもとで、自然に触れ、健やかに育つことを花巻市は保障します。</p>	<p>第4章 子ども 17 子ども 市にとって、子ども（〇〇歳未満）と、その成長は宝です。市民は参画と協働によって、市は地域の協力を得ながら、一人の人格としての子どもが、次の権利を行使できる体制をつくり、保障します。 ① 保護者の庇護のもとで健やかに育つ権利があります。 ② 年齢に応じた教育を受ける権利があります。 ③ 年齢に応じたまちづくりへ参画する権利があります。</p>	<p>第3章から第5章までの内容は、総合計画と重なる部分が多い。総合計画の上位に位置する内容を、この条例に盛り込む場合、より普遍的な内容に収斂していく必要がある。</p>	<p>修正（中村委員） 子ども（〇〇歳未満）→全ての子ども（〇〇歳未満の市民）</p> <p>修正（佐々木(克)委員） 花巻（市）にとって、すべての子ども（18歳未満）と、その成長は宝です。市は、地域の市民や各種のコミュニティの協力を得ながら、一人の人格としての子どもが、次の権利を行使できる体制をつくり、保障します。 ① 保護者の責任をもった庇護のもとで健やかに育つ権利があります。</p> <p>修正（渡辺委員） ①② →18 教育へ ③ →7 市民の権利と責務へ</p>
<p>第5条 生存 （丸山案） 花巻市は、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」の心で、安全に安心して暮らせる花巻市のために、世界中から全ての核兵器を無くし、全ての戦争に反対し、平和な地域、世界をつくるように努めます。</p> <p>2 花巻市は、風土が作りあげてきた豊かな自然環境大切にして、自然と人間との共生の場である里山や、美しい農村風景を守り育てると共に、歴史ある建物や街並みを守り、全ての人がわけへだてなく快適に暮らせる生活環境をつくり、美しい田園都市を創り続けます。 市はそのために、風景や景観やまちなみに関する条例や制度を定めます。</p> <p>3 花巻市は、全ての地域で市民がこれから将来に渡って暮らし続けられるために、地域として適正な人口を保ち、地域コミュニティを育て、全ての地域で良質な生活環境を整えます。 市は全ての市民が充実した保健、医療、福祉を受けられるような仕組みや制度を作ります。</p> <p>4 花巻市は、先人が育ててきた農業や林業を、新しい知恵と努力で、将来も続いて発展し続けられる産業として育てると共に、農林業や地域の資源</p> <p>（佐藤案） 「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」の精神に基づき、花巻市は平和な地域社会を維持し、安全で安心して暮らし続けるまちづくりを推進します。 ① 花巻には、緑と水と湯の豊かな大自然があります。これらは未来へ継ぐべき、かけがえのない財産です。里山や農村風景、歴史ある街並み等を保全しながら、快適な住環境をつくり、自然との共生が可能な循環型の地域社会を目指します。 ② 市民には、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。適正な人口を維持しつつ、花巻市は、保健、医療、福祉の充実を推進し、ユニバーサルデザインによる人に優しいまちづくりに努めます。 ③ 花巻にとって、地域経済を活性化するため、産業の振興は必須条件です。花巻市は、一次産業を守り育て、商業、観光業を育成し、企業を誘致し、産学官の連携による起業を育成します。また、事業者や団体、法人は、この条例を遵守して花巻と共生します。</p>	<p>第3章 生存・生活 11 自然 早池峰国定公園や花巻温泉郷、県立自然公園、北上川等、花巻には緑と水の豊かな大自然があります。これは未来へ継ぐべき、かけがえのない財産です。市民参画の元で、水・大気・土壌・地形等の環境を保全し、破壊を防止するために環境条例を定め、これを保護します。市内外の多くの人が、豊かな自然を今後も享受し続けるために、既に破壊が進んでいる場合は、それを修復します。</p>		<p>修正（佐々木(克)委員） 第3章 生存・生活 →生活 11 自然・16 住環境 →11 環境 市は良好な景観の保持に努めるとともに、市民が自然と共生できる環境づくりを行います。</p> <p>修正（渡辺委員） 11 自然・16 住環境 →11 環境条例 豊かな自然環境の保全、破壊防止、再生、復元を目的とし、又、安全、案じんかつ快適な住環境を確保することを目的とし、別途、環境基本条例を定めます。</p>
	<p>第3章 生存・生活 12 定住人口 市は、適正な人口規模を維持するために、次の施策を行います。 ① 出生 安心して出産し、安心して子育てができる支援体制を確立します。 ② 転入者 Uターン、Iターンによる定住者を促進する体制整備を行います。 ③ 転出者 若者等の転出を最小限にするための条件整備を行います。</p>		<p>削除（佐々木(克)委員） 12 削除</p> <p>削除（渡辺委員） 12・14・15・19 削除 →総合計画の条文を追加</p>
	<p>第3章 生存・生活 13 安らぎ 「世界が全体幸福にならない限り、個人の幸福はあり得ない」の精神に基づき、市は、平和を愛し安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、近隣自治体と連携しながら、次の点に留意して、市民参画の</p>		<p>修正（佐々木(克)委員） 13安らぎ→13安全 市は、地域毎の防犯・防災体制の充実を図るとともに、日常生活の安全性確保に配慮します。</p>

<p>と人材を活用して、世界に通用する地域独自の産業を見つけ、育て、日本全国や世界に発信していきます。</p> <p>市は、未来に向けて、地域の資源、人材や大学や産業界が協力して、新たな産業を生み出し発展させるための支援を行います。</p>		<p>元それぞれの分野で努力します。</p> <p>(1) 非核都市を維持します。</p> <p>(2) 防犯体制を強化します。</p> <p>(3) 防災体制を構築します。</p> <p>(4) 交通事故防止対策を推進します。</p> <p>(5) 消費者トラブル対策を啓発し拡充します。</p>		<p>修正 (林委員)</p> <p>(1)非核都市 →非核<u>平和</u>都市</p>
		<p>第3章 生存・生活</p> <p>14 保健・医療・福祉</p> <p>市民は、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。市は、次の点に留意して、保健・医療・福祉の体制を整備します。</p> <p>(1) 心身のバランスのとれた健康づくりをすすめます。</p> <p>(2) 地域医療の充実強化を図ります。</p> <p>(3) ユニバーサルデザインの理念に基づき福祉サービスを向上し、まちづくりの見直しを行います。</p> <p>(4) 保健・医療・福祉の連携を強化し、推進します。</p>		<p>修正 (佐々木(克)委員)</p> <p>14 保健・医療・福祉</p> <p>市は、保健・医療・福祉の各分野で、<u>少子高齢化に対応したきめ細かい施策を実施します。</u></p> <p>削除 (渡辺委員)</p> <p>12・14・15・19 削除 →総合計画の条文を追加</p>
		<p>第3章 生存・生活</p> <p>15 産業</p> <p>市の経済活力を高めるため、産業の振興は必須条件です。市は、事業者との協働により地域経済の活性化をすすめます。</p> <p>(1) 農業、林業を中心とした一次産業の育成をはかり、環境に配慮しつつ付加価値のある生産物の創出や、地産地消をすすめます。</p> <p>(2) 市街地の活性化をはかり、観光客も誘客できる商店街づくりを行います。</p> <p>(3) 事業者は、この条例を遵守し、花巻と共生します。</p> <p>(4) 産学官の連携によって新しい起業を育成し、誘致します。</p> <p>(5) 各年齢層を対象とした雇用対策を行います。</p>		<p>修正 (佐々木(克)委員)</p> <p>15 産業</p> <p>市は、<u>地域の特性・立地を生かした産業振興を図り、地域経済の活性化を進めます。</u></p> <p>削除 (渡辺委員)</p> <p>12・14・15・19 削除 →総合計画の条文を追加</p>
		<p>第3章 生存・生活</p> <p>16 住環境</p> <p>人が生活するために作り出す、または改造をする環境は、自然との共生の範囲内であることに留意してまちづくりを推進します。</p> <p>(1) 里山を保護し、人と自然の良好な交流ができる環境を整備します。</p> <p>(2) 良好なまちなみ景観を創造し保全します。</p> <p>(3) 市民の創意による温暖化防止策を構築し実践します。</p> <p>(4) 下水道などのインフラを整備します。</p> <p>(5) ごみ対策の減量化や資源回収などを行います。</p> <p>(6) 交通ネットワークを整備します。</p>		<p>修正 (中村委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と歴史・文化の息づくまち ・景観が美しく調査し花や緑のあふれる環境にやさしい個性と魅力あふれるまちづくり <p>修正 (佐々木(克)委員)</p> <p>11 自然・16 住環境 →11 環境へ</p> <p>修正 (渡辺委員)</p> <p>11 自然・16 住環境 →11 環境条例へ</p>

<p>第6条 文化 (丸山案) 花巻市は、地域の歴史遺産を大切に守り、先人たちが長い時間をかけて作りあげてきた歴史や伝統、文化を次の世代に引き継ぎます。 また花巻市は、地に足をつけ、世界に目を開き、新たな文化を地域の宝として育てると共に、世界と交流できる人材を育て、地域の文化を世界に発信します。</p> <p>2 全ての子どもには、幼児期、学童、生徒、それぞれの時期に必要な勉強や興味のあることを学ぶ権利があると共に、自分からも成長できるように努めなければなりません。 市は、全ての子どもの教育、確かな学力向上のために、教育体制や制度を整え、地域コミュニティや団体、NPOなどと協働して、健やかな身体(心と体)を育てるための仕組みや制度、施設を保障します。</p> <p>3 市民は生涯に渡って、様々な課題や興味のあることを学ぶ権利があると共に、いろいろなことに感心を持って学ぶ努力をすることが望めます。 市は、地域コミュニティや団体、NPOなどと協働して、制度や支援体制をつくと共に、地域に必要な学びの環境を整えます。</p>	<p>(佐藤案) (1) 文化都市として、花巻は優れた遺産を世界に発信してきました。これらの風土や文化は、市民の精神的な支柱であり、今後も継承し守り育てる一方、新しい文化を創造するように努めます。また、郷土愛を育てつつ、異文化を理解して国際感覚を深めます。 (2) 市民には、各年齢に応じて生涯にわたり学ぶ権利があります。市は、教育の質と量の向上を図り、教育環境を整備します。</p>	<p>第5章 教育・文化 18 教育 市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。市は、各年齢に応じた教育(学習)の場を提供し、教育の質と量の向上をはかります。 (1) 就学前の教育を推進します。 (2) 義務教育による学力を保障します。 (3) 人材を育成します。 (4) 生涯学習を推進します。 (5) 行政・地域・学校・家庭の連携を強化します。 (6) 教育環境の整備を強化します。 (7) 教育関連情報を公開します。</p>		<p>修正・削除(丸山委員長) 市民は、生涯にわたり学ぶ(学問やスポーツ)権利を有すると共に、学ぶ努力をします。 (4)・(7)削除</p> <p>修正(佐々木(克)委員) 18 教育 市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。市は、各年齢に応じた教育(学習)環境を整備し、市全体の教育(学習)意識の向上を図ります。</p> <p>修正(渡辺委員) ・市は、義務教育に於いて、全ての子どもたちに基礎学力を保証する責務を有します。 ・市は、義務教育を中核とし、就学前教育から生涯学習まで、各年齢に応じた教育(学習)の場を提供します。 ・市民は、市と協働し、全ての子どもたちに基礎学力を保証することを共通の行動原則とし、情報を共有することによって、親、学校、地域の連携強化など教育環境を整備します。</p> <p>追加(林委員) 適正な教育環境の整備、学区制の見直し</p>
		<p>第5章 教育・文化 19 文化 花巻には優れた文化遺産があり、文化を発信し続けてきた歴史があります。これらの文化・風土を精神的な支柱としてまちづくりをすすめます。次の点に留意して、文化を守り育て、文化都市としてのメッセージを全国に発信します。 (1) 史跡や文化財を保存し発信します。 (2) 郷土芸能など、伝統を継承し発信します。 (3) 芸術活動を積極的に支援します。 (4) 新しい文化を創造し発信します。 (5) 良好な風土を保全します。 (6) 異文化を理解し国際感覚を深めます。 (7) 郷土愛を育てます。</p>		<p>削除(丸山委員長) (7)削除</p> <p>修正(佐々木(克)委員) 19 文化 市民は、地域文化や風土の継承に努め、市はその振興を支援し、芸術文化活動を積極的に推進します。</p> <p>削除(渡辺委員) 12・14・15・19 削除 →総合計画の条文を追加</p>

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第3章 まちづくりの基本原則 第7条 まちづくりの基本原則 <u>(1) 花巻市は、基本理念に基づき、結いの精神を大切にし、参画と協働によってまちづくりを行います。</u> <u>(2) 花巻市は、それぞれの立場で、自然、風土、歴史、文化、産業など地域の特性を生かしたまちづくりを行います。</u></p>	<p>第2章 基本原則 4 まちづくりの原則 <u>市は、次に掲げる原則に基づき、まちづくりを進めます。</u> <u>(1) 参画と協働によって、まちづくりを行います。</u> <u>(2) 市民自治によって、まちづくりを行います。</u> <u>(3) 市民や市議会と、まちづくりのために情報を互いに提供し、共有します。</u> <u>(4) 自然との共生を図り、持続発展が可能な循環型の共生地域を形成します。</u> <u>(5) 結いの精神を発展させ、地域特性を生かした健全なコミュニティづくりを保障します。</u></p>	<p>第2章は、分割した方が理解しやすい。 第2章 まちづくりの原則 4 参画と協働の原則 第3章 役割と責務 5 市民の権利 6 市民の役割と責務 7 市議会の役割と責務 8 市長の役割と責務 9 市職員の役割と責務 第4章 市政の運営 10 市政の運営 11 参画と協働</p> <p>第2章 <u>まちづくりの原則</u> に修正 4 <u>参画と協働の原則</u> 「市は・・・(5) 保障します。」 ⇒「<u>まちづくりは、結いの精神を大切にし、参画と協働によって行います。</u>」に修正(全体を凝縮し、参画と協働の原則を際立たせる)</p>	<p>修正 (佐々木(克)委員) <u>(1)・(2)→(1)市民自治を実現するため参画と協働を基本としたまちづくりを行います。</u> <u>(4)自然との共生を図り、環境に配慮した循環型のまちづくりを行います。</u></p>

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第4章 市民の権利及び責務 第8条 市民の権利</p> <p>(1) 良好な環境の中で、平和で安全に生きる権利があります。 (2) 行政サービスを公平に受ける権利があります。 (3) <u>市議会及び市が保有する情報を、知る権利があります。</u></p> <hr/> <p>第9条 市民の責務</p> <p>(1) <u>市民は、まちづくりの主体者であることの役割を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。</u> (2) <u>市民は、まちづくりに伴う負担を担う責務があります。</u></p>	<p>第2章 基本原則 7 市民の権利と責務</p> <p>市民は、次の権利を有し、また責務を負います。</p> <p>(1) 良好な環境の中で、平和で安全に生きる権利があります。 (2) <u>政策形成、執行や評価の各段階に参画する権利があります。</u> (3) <u>市に対し、情報の提供を要求し、知る権利があります。</u> (4) 行政サービスを公平に受ける権利があります。</p> <p>(5) <u>自らの発言と行動に責任を持ちます。</u> (6) <u>豊かな花巻の形成に積極的に努めます。</u></p>	<p>(「権利と責務」を、「権利」と「役割と責務」に分割)</p> <p>5 市民の権利</p> <p>(1) 良好な環境の中で、平和で安全に生きる権利があります。 (4)⇒(2)行政サービスを公平に受ける権利があります。 (3)⇒(3)市議会及び市が保有する情報を、知る権利があります。</p> <p>6 市民の役割と責務* (2)を追加</p> <p>6(1)⇒(1)市民は、まちづくりの主体者であることの役割を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めるとともに、<u>自らの発言と行動に責任を持ちます。</u> (2)市民は、行政サービスに伴う負担を分担する責務を有します。</p>	

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第5章 市議会等の役割と責務 第10条 市議会等の役割と責務 (1) 市議会は市行政を監視し、けん制します。 (2) 政策提言及び政策立案を行います。 (3) 市議会は、市民の意思を代表する議決機関としての役割を果たすため、多様な市民の意見を広く集約します。 (4) 市議会議員は、市民に対し、市議会活動等の説明責任を果たすとともに、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。</p>	<p>第2章 基本原則 8 市議会及び市議会議員の役割と責務 花巻市の最高意思決定機関である市議会、及びそれを構成する市民の代表としての市議会議員は、この条例を遵守して、まちづくりを推進するために、次の役割と責務を負います。 (1) 政策を提案する努力をします。 (2) 市行政を監視し、けん制します。 (3) 条例の制定改廃、予算・決算の承認を議決します。 (4) その他地方自治法の定める役割を担います。 (5) 代表者として、広く市民の意見を聴きます。 (6) 市議会議員は、市民に対し、自らの選挙公約の達成度についての評価報告を含め、市議会活動等の報告を行います。</p>	<p>7 市議会の役割と責務 「花巻市の・・・負います。」 ⇒「市議会及び市議会議員は、まちづくりを推進するために、次の役割を負います。」 (1) 政策提言及び政策立案の活動をします。 (2) 市政の運営を監視し、けん制します。 (3) (4) (5) ⇒削除 (6) ⇒(3)市議会議員は、市民に対し、市議会活動等の報告を行います。 (公約ではなく「信条」であり、評価が困難)</p>	<p>修正・削除（佐々木(克)委員） (2) <u>市民の意思が反映された市政運営が行われているか</u>、市行政を監視し、けん制します。 (3)・(4) 削除</p> <p>追加（渡辺委員） （議員の定数を男女に分け、同数とする。助成議員の定数は、段階的に増やし、この条例施行後、3回目の選挙で同数とする。）</p> <p>追加（林委員） ・花巻市の歴史、文化、賢治の精神等をしっかり学習すること。 ・非核平和宣言都市の意義を学ぶこと。 ・市民の代表としての自覚を持ち、常に学ぶこと。</p>

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第6章 市長等の役割と責務 第11条 市長の役割と責務 (1) 市長は、この条例を遵守して、市政を運営します。 (2) 市長は、市民に対し、行政サービスを効果的かつ効率的に提供します。 (3) 市長は、行政サービスを向上させるため、職員的能力向上に努めます。</p>	<p>第2章 基本原則 9 市長の役割と責務 <u>市長は、この条例に従って、まちづくりを推進します。</u> (1) 政策形成や執行が、この条例に従い、推進されるように調整します。 (2) 効率的な行政運営に努めます。 (3) 行政サービスを向上させるため、職員的能力向上に努め、適材適所の配置を行います。 (4) 市民に対し選挙公約の達成度についての評価報告を行います。</p>	<p>8 市長の役割と責務 <u>「この条例に従って」⇒削除</u> (1)⇒「この条例を尊重して、市政を運営します。」 (市長は調整機関ではないため) (2)⇒削除 (3)⇒(2)「適材適所の配置を行い」⇒削除 (市長の責務ではないため) (4)⇒削除（行政評価に含まれる）</p>	<p>修正（中村委員） <u>(4)行います。→広く市民の声を聞くように努めるものとする。</u></p> <p>修正（佐々木(克)委員） <u>(2) 効率的な行政運営に努め、予算と決算については第三者の評価を付し市民に公表します。</u></p> <p>追加（林委員） 市長は、住民の福祉向上と花巻の将来を担う子どもたちの幸せを願い、教育向上に力を注ぐこと。</p>
<p>第12条 市職員の役割と責務 <u>(1) 市職員は、この条例に従い、市民への奉仕者として、公平、公正かつ能率的にその職務を遂行します。</u> <u>(2) 市職員は、まちづくりを推進するために必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。</u> <u>(3) 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するように努めます</u></p>	<p>第2章 基本原則 10 市職員の役割と責務 <u>市職員は、この条例に従い、市民への奉仕者として、正確に現状を把握し、公平、公正かつ能率的にその職務を遂行します。まちづくりを推進するために必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。</u> また、地域活動等に率先して参加し、<u>市民の模範となるように努めます。</u></p>	<p>9 市職員の役割と責務 ⇒市職員は、市民への奉仕者として、公平、公正かつ能率的にその職務を遂行します。まちづくりを推進するために必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。 <u>また、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動に率先して参加するよう努めます。</u></p>	<p>追加（林委員） 市民と共に考え、行動し、花巻市民の幸せを常に願う思慮深い職員となるよう努めます。</p>

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第7章 参画と協働 第13条 参画及び協働の原則 市民、市議会及び市は、自治を推進するため、それぞれの役割と責務に基づいて参画し、協働することを原則とします。</p> <p>第14条 参画・協働機会の保障 (1) 市民は、市に対して、必要に応じパブリックコメント（意見公募）やタウンミーティング（対話集会）、各種審議会等の委員公募を要求することができます。 (2) 市は、市民の参画及び協働を推進するために制度整備を行い、市民自治を保障します。</p>	<p>第2章 基本原則 6 市民自治の原則 市民自治の原則を次のように定めます。 (1) 市民は、まちづくりにおける市民の役割の重要性を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めます。 (2) 市民は、市に対して、必要に応じパブリックコメント（意見公募）やタウンミーティング（対話集会）、各種審議会等の委員公募を要求することができます。 (3) 市は、市民の参画や市民自治を推進するために、制度整備を行い、市民自治条例を定めます。</p>	<p>6 市民自治の原則（全文） ⇒削除（別条に組み入れ） (1)⇒「6 市民の役割と責務(1)」へ (2)⇒「11 参画と協働」へ (3)⇒「11 参画と協働」へ</p>	<p>修正（佐々木(克)委員） 6 市民自治の原則→市民参加の原則 (2) 市は、重要な計画等の策定・改廃にあたって、パブリックコメント（意見公募）やタウンミーティング（対話集会）等を実施し、市民の意見を反映させるよう努めます。また、各種審議会等には複数の公募委員を置きます。 (3) 市は、市民の参画や市民自治を推進するために、別途、市民参加に関する条例を定めます。</p> <p>修正（中村委員） (1)(2) 市民は→全ての市民は</p>
<p>第8章 コミュニティ 第15条 コミュニティ (1) 市民は、地域の課題を解決するために地域コミュニティを形成し、自ら積極的に参画し、これを守り育てるよう努めます。 (2) 市議会は、地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重します。 (3) 市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重し、守り育てます。</p>		<p>(6)地域コミュニティの支援 ⇒「市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等の役割を認識し、守り育てます。」に修正</p>	<p>追加（佐々木(克)委員） 地区コミュニティ会議 （定義） 住み良い地域づくりのために、域内の連絡調整や情報提供と実践活動を行うための地域コミュニティ。 （活動内容） ・地域内の課題を把握し、その解決方法を話し合い、必要な事業を決定。住民と情報を共有しながら事業を実施します。 ・住民に対する広報活動を行います。 ・地域の特色を生かした住み良い地域づくりのための活動を行います。 （市の支援） ・各振興センター（小さな市役所）は、自主的な地域づくりと課題の解決に最大限の支援を行います。 ・市は、地域づくりが円滑に進むよう年度毎に地域づくり交付金を地区コミュニティ会議に交付します。 （運営上の留意点） ・地域住民が会議の意思決定や活動に参加しやすくするため、情報の共有化に努めます。 ・役員を選出については、透明性を図ります。</p>

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第9章 市政運営の原則 第16条 総合計画 花巻市の総合計画は、この条例の基本理念、基本原則に基づいて定めます。</p> <p>第17条 健全な財政運営 市は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表します。</p> <p>第18条 情報の公開 市は、市民の知る権利を保障するために、情報公開を推進します。</p> <p>第19条 個人情報の保護 (1) 市は、個人情報を保護し、漏えいを防止します。 (2) 市は、市民から自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求が行われた場合、正当な理由がない限り、これに応じます。</p> <p>第20条 公平な行政サービス 市は、地域格差や差別が生じないように、公平な行政サービスを行います。</p> <p>第21条 説明責任・応答責任 市は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答します。</p> <p>第22条 行政評価 市は、施策や事業について客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表します。</p>	<p>第2章 基本原則 5 行財政運営の原則 市は、次に掲げる原則に基づき、行財政運営を進めます。</p> <p>(1)健全な財政運営 市は、財源を効果的かつ効率的に活用します。また、市保有の財産の適正な管理、効率的運用に努め、財政及び財産の保有状況を市民に分かりやすく公表します。</p> <p>(2)情報の公開 市が保有する情報は、市民共有の財産です。市は、公正で透明な市政を行うため、情報公開を推進します。</p> <p>(3)公平な行政サービス 市は、地域格差や差別が生じないように、公平な行政サービスを行います。</p> <p>(4)説明責任・応答責任 市は、市民に対し、市政に関する事項を説明する責任を果します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、誠実に速やかに応答する責任を果します。</p> <p>(5)地域コミュニティの支援・保障 市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等に対し、長期的視野に立ってその活動を支援し、保障します。</p> <p>(6)行財政評価 市は、施策や事業について、市民や第三者を含む評価委員会を組織し、評価した結果を公表します。</p>	<p>⇒10 市政の運営 に修正 「市は・・・進めます。」 ⇒「市政の運営は、次の原則に基づいて進めます。」に修正</p> <p>(1)健全な財政運営 ⇒「市は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表します。」に修正</p> <p>(2)情報の公開 ⇒「市は、市民の知る権利を保障するため、情報公開を推進します。」に修正 ⇒「(3)個人情報の保護」を追加 市は、個人情報を保護し、漏えいを防止します。</p> <p>2 市は、市民からの自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求が行われた場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければなりません。</p> <p>(4)公平な行政サービス ⇒「市は、公平な行政サービスを行います。」に修正</p> <p>(5)説明責任・応答責任 ⇒「市は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、誠実に速やかに応答します。」に修正</p> <p>(6)地域コミュニティの支援 ⇒「市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等の役割を認識し、守り育てます。」に修正</p> <p>(7)行政評価 ⇒「市は、施策や事業について行政評価を行い、評価した結果を公表します。」に修正</p>	<p>追加（宮森委員） 個人情報の保護 ・市は、個人情報を保護し、漏えいを防止します。 ・市は、市民からの自己に関する情報の開示、訂正及び削除の請求が行われた場合は、正当な理由が無い限り、これに応じなければならない。</p> <p>修正（佐々木(克)委員） (2)情報の公開→情報の公開と保護 市が保有する情報は、市民共有の財産です。市は、公正で透明な市政を行うため、情報公開を推進します。 また、個人の権利や利益を守るため、市が保有する個人情報については、これを保護します。</p> <p>追加（佐々木(克)委員） 総合計画の策定 市は、長期的な行政運営を進めるため、本条例と整合性を確保した総合計画を策定します。</p> <p>追加（渡辺委員） 総合計画 産業の振興、定住人口の維持・確保、保健・医療・福祉の充実、歴史・文化の伝統の継承等についての基本方針は、別途総合計画に定めます。</p>

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員 P T 意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第 10 章 住民投票 第 23 条 住民投票</p> <p>(1) 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施できます。</p> <p>(2) 花巻市は、住民投票の結果を尊重します。</p>	<p>第 6 章 住民投票 20 住民投票条例</p> <p>市は、重要な政策の選択に、市民の意思を的確に反映させるため、常設の住民投票条例を定めます。</p>	<p>地方自治法の規定を踏まえ、さらに住民投票制度を進める規定とする場合、その必要性・内容を含めて議論を深めてほしい。</p>	
<p>第 24 条 請求等</p> <p>(1) 花巻に居住する満 18 歳以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の 10 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。</p> <p>(2) 市議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することができます。</p>	<p>第 6 章 住民投票 21 投票権</p> <p>住民投票の投票権は満〇〇歳以上とし、花巻市に住所を持つものとしします。</p>		
<p>(3) 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することが出来ます。</p> <p>(4) 市長は、第 1 号及び第 2 号のいずれかの場合、住民投票を実施します。</p> <p>(5) 住民投票の投票権を有する者は、本市住所を有する年齢満 18 歳以上の者としします。</p> <p>(6) 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>第 6 章 住民投票 22 投票結果</p> <p>市議会及び市長は住民投票の結果を尊重します。</p>		

起草委員会条例素案	市民会議中間報告	職員PT意見	各委員からの修正案（条例検討表）
<p>第11章 その他 第25条 他の自治体との連携 市は、共通する課題を解決するために、他の自治体と相互に連携し、協力するように努めます。</p>			
<p>第26条 検証・見直し (1) 市は、花巻のまちづくりが、この条例に基づいて行われているかどうかを市民参画のもとで検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じます。 (2) 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について、市民参画のもとで検証し、その結果により、必要な措置を行います。</p>	<p>第7章 評価・見直し 23 評価 市は、花巻のまちづくりが、この条例に従って整備され、運用されているかどうか評価するために、市民の意見が適正に反映される仕組みを整えます。</p> <p>第7章 評価・見直し 24 見直し 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について、市民参画のもとで検討を加え、見直し等の必要な措置を行います。</p>	<p>この条例の実効性を確保するためには「検証・見直し」の規定の方が適当。 第 章 検証・見直し 23 「評価」⇒「検証」 「この条例・・・整えます」 ⇒「この条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じます。」 に修正 24⇒ 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について、市民参画のもとで検証し、その結果により、必要な措置を行います。</p>	